

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- 1 一括質問一括答弁方式
② 一問一答方式

質問件名 市民が、小平のまちづくりを市とともにに行っていると実感できる市民参加の在り方とは

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

小平市第四次長期総合計画に「小平市は、「小平市自治基本条例」を定め、市民、市議会、行政などが互いに協力し、暮らしと仕事と学び、そして文化の調和のとれた豊かな地域社会を築くことを目指しています」とあります。そして小平市自治基本条例の第2章の第5条(市政に参加をする権利)、第3章の第10条(参加の機会の保障)が規定されており、第12条の(協働)には「市民等及び執行機関は、協働に当たり、対等の立場で十分に協議し…」との記載があります。自治基本条例の検討過程では、160回におよぶ会議が重ねられ、市民と議会、行政が条例の内容にある通り丁寧にその策定に携わり、制定、施行されたことは小平の誇りとも言えます。そして市は自治基本条例に添って、協働の推進の他、様々な形で市民参加を進めています。しかし参加はできているものの、どこまで市民の意見が活かされているのかが、見えづらいとの声も聞こえてきます。

市民が、小平のまちづくりを市とともにに行っていると実感できるような市民参加を進めていくことが必要と考え以下の質問をします。

1. 特定の事項に関して調査、審査等を行うために設置される審議会には、公募市民枠があります。市民が参加することの意義をどうお考えですか。
2. 小平市自治基本条例の第11条には「執行機関は、高齢者、障害者及び子どもをはじめ市民のだれもが、それぞれの立場に応じて容易に市政に参加をすることができるよう工夫し、及び配慮するものとする。」との記載がありますが、審議会では、具体的にはどのような配慮をしていますか。
3. 2019年からいきいき協働事業が、提案型から提示型に変わり、他にも小平市提示型公募事業も行っています。2015年以降の応募の件数の推移はどのようになっていますか。
4. 小平市第四次長期総合計画の策定において、無作為抽出でワークショップの市民参加を募りましたが、そこでつながった市民にはその後、市からのお知らせをしていますか。
5. 市民の意見を聴く方法として、市としてパブリックコメントやワークショップなどの様々な手法を用いている努力は感じるものの、市民からは十分に意見が反映されていると感じられないという声も聞こえてきます。課題は何だと認識していますか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和5年5月29日 小平市議会議長 殿

小平市議会議員 氏名 柴尾ひろみ

受付番号【 】

27	26	25	24

-(/)